養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応についての報告

1.　虐待対応に関して

(1) 通報件数・認定件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
通報件数	5	1	4	4
認定件数	1	0	3	3

(2) 通報者

	本人	家族	施設管理者等	施設職員・元職員	高齢者生活支援ｾﾝﾀｰ	介護支援専門員	社会福祉協議会	知人	その他
件数	0	1	2	6	1	0	0	1	6

2.　課題

(1) 対応に関する課題

令和５年度、令和６年度に通報を受けた同一法人に対する虐待対応においては、通報された不適切ケアの件数が 100 件近くにのぼり、その1つ1つに事実確認を行ったため、虐待の認定まで時間を要した。虐待対応には慎重かつ丁寧な対応が求められる中で、限られた時間と人員を活用し、いかに効率よく対応を進めていくかは今後の課題であり、本件を参考に対応を検討していきたい。

また、通報者等からの証言について、当該通報者等に認知症等の症状があった場合、その証言の信憑性について判断に苦慮する場面も散見されている。

(2) 施設従事者の課題

身体拘束に関する基本的事項について、職員の知識不足が散見された。また同様に、スピーチロックに関する理解についても、不足している状況がみられた。

3.　令和５年度及び６年度の取組み

芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル」の第1版を平成26年５月に作成し運用しているが、帳票に使いづらさ、見づらさがあったため帳票改訂作業を行い、令和４年度システム委員会にて帳票完成を報告した。

令和5年度からはマニュアル本文の修正へと移行し、第1章から第3章について、令和 4 年度に完成した帳票に合わせた修正を行ったほか、関連法令の改正や国の虐待マニュアルの改訂（令和 4 年度及び令和６年度に改訂）に準拠した内容へと修正している。

（主な修正内容）

・第1章において、虐待行為の例示を国マニュアルに沿ったものに修正。

・第1章において、「身体拘束廃止未実施減算」及び「高齢者虐待防止措置未実施減算」について記載を追加。

※「身体拘束廃止未実施減算」については、令和 6 年度介護報酬改定にて減算対象のサービスが拡充され、「高齢者虐待防止措置未実施減算」については、令和６年度介護報酬改定にて新設された。両減算とも、介護サービス事業所に、指針の整備や研修、委員会の開催を求め、利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進することを目的としている。介護サービス事業所への事実確認調査の際には、これらの観点からも聞き取りを行い、事業所の運営体制についても着目していく。

・第2章において、早期発見、早期対応のために、実際に他部署や関係機関とで情報共有や連携をとりつつ対応を進めていることを踏まえ、「早期発見」の項目において内容を追記。

・第3章において、帳票の見直しに合わせた修正、内容の整理を行う。

4. 今後のスケジュール

今回の権利擁護支援システム委員会でいただく意見を踏まえ、改めてマニュアル全体を通した文言等の整理を行い、年度内のマニュアル完成を目指す。